

# 佐賀県立美術館ホール舞台業務委託仕様書

## 1 業務の内容

### (1) 委託業務は次のとおり行うこととする。

- ア 舞台道具類の組み立て・解体とその時における簡易な点検保守を行うこと。
- イ 舞台幕及び舞台施設の操作とその時における簡易な点検保守を行うこと。
- ウ 照明機械器具の操作とその時における簡易な点検保守を行うこと。
- エ 天井反射板の操作とその時における簡易な点検保守を行うこと。
- オ 音響装置の操作とその時における簡易な点検保守を行うこと。
- カ その他当館附属設備の操作と簡易な点検保守を行うこと。
- キ 専門業者による舞台設備点検整備等へ立会うこと（改修、保守等）。
- ク 当館が行なう消防訓練への参加すること（年2回）。
- ケ 催し物の内容について利用者で行う事前打合せの対応すること。
- コ 催し物毎に附属設備の使用実績を当館職員に報告すること。

### (2) 場 所

佐賀市城内1丁目15番23号 佐賀県立美術館ホール及び事務室

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 休館日

- ア 毎週月曜日（国民の祝日にあたる場合はその翌日とする）
- イ 年末年始のホールの休館日は、令和8年12月29日から令和9年1月3日までとする。ただし、ホール行事の都合上休日にも勤務を求める。

### (5) 勤務時間

午前9時から午後5時まで（夜間の利用のあるときは午後10時まで）。  
ただし、対応業務については平日週2日以上出勤し、火曜日を指定出勤日とする。（他業務と兼務も可）

## 2 概 要

- (1) 委託業務については、利用者の催しと密接な関係があり、ホール運営上極めて重要な業務であるので、責任的地位にあるものを担当者と定め、善良なる熟練者の技術をもって慎重に対応しなければならない。
- (2) 美術館所有の備品等器具の取り扱いは、毀損、汚損等がないように慎重に行い、その保全管理に努めること。  
なお、操作・点検保守時の過失等により器具を毀損した場合は、業務受託者が賠償するものとする。
- (3) 業務受託者は、業務員の氏名等を届け出るものとし、変更したときはただちにその旨届け出なければならない。
- (4) 対応業務についても、舞台照明・音響等に精通した業務員を配置しなければならない。
- (5) 委託業務に必要な工具類は、すべて受託者負担とする。

- (6) 舞台大道具の搬入出には必ず業務員が立ち会うこと。
- (7) 委託業務について契約書及び本仕様に定めのない事項についても、随時必要に応じて協議のうえ実施する。

### 3 業務員

- (1) 業務員は、利用者から所要の経費を徴収してはならない。ただし、当館施設・付属設備の利用以外に、利用者の依頼により手配したものの所要経費については、徴収することができる。
- (2) 県が指定する業務員は催し物により1名以上3名体制まで保証することとする。ただし、対応業務及び以下に示す点検保守については1名以上、当館が行なう消防訓練には2名以上の体制を取ればよいものとする。
  - ア 舞台大道具類操作点検保守
  - イ 照明機械器具の操作点検保守
  - ウ 音響及びその他の操作点検保守
- (3) 業務員の配置は次のとおりとすること。
  - ア 舞台機構調整技能士（国家資格＜音響2級以上＞）及び照明技術者技能認定2級以上を取得していること。
  - イ 経験年数10年以上の者をチーフとすること。
- (4) 利用者に対しては、懇切丁寧を本旨としていささかも不快の念を抱かしめないように留意すること。
- (5) 勤務中または勤務に関して知り得た事項は、他に漏らしてはならない。

### 4 保守点検要領

- (1) 舞台装置・照明機械器具・音響装置、その他これらの付属器具の点検保守については、軽微な修理を行い、障害の未然防止に努めなければならない。
- (2) 修理にあたり部品の交換等が必要な場合は、県が負担する。
- (3) 設備の改造、重大な修理等の必要を生じたときは、速やかに意見を付し文書で報告して、県の指示を受けること。

### 5 日常保守点検

- (1) 舞台関係 電動昇降装置・吊り物等の給油、点検、調整、清掃等。
- (2) 照明関係 配電盤・調光器・スイッチ類等の点検、調整、清掃等。
- (3) 音響関係 調整卓・電力増幅器等の点検、調整、清掃等。
- (4) 上記のほか、操作、管理上必要な事項。

### 6 その他注意事項

業務員の駐車場は別途確保すること。